

逗子市地域づくり交付金交付要綱

逗子市地域づくり交付金交付要綱（平成26年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、逗子市住民自治協議会等に関する要綱（平成26年2月24日施行。以下「住民自治協議会要綱」という。）第2条第3号に規定する住民自治協議会の円滑な運営及び活動を支援することを目的として、予算の範囲内において交付する逗子市地域づくり交付金（以下「交付金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象団体）

第2条 交付金の交付対象団体は、住民自治協議会要綱第8条第2項の規定により認定を受けた住民自治協議会（以下「協議会」という。）とする。

（交付対象経費）

第3条 交付金の交付対象経費及びその内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 組織運営経費 協議会の円滑な運営を図るための経費
- (2) 共通事業経費 協議会が共通で行う事業として市長が別に定める事業を実施するための経費
- (3) 地域づくり事業経費 協議会が市長が別に定める事業の中から選択し実施する事業「以下「地域づくり事業」という。」を実施するための経費

（交付対象外経費）

第4条 次に掲げる経費については、交付金の交付対象としない。

- (1) 懇親及び会議に伴う飲食に要する経費
- (2) 慶弔費及び構成団体その他の団体等への寄付金
- (3) 構成団体その他の団体等に対する補助金及び負担金
- (4) 市長が協議会の運営及び活動に直接関係のない経費として不相当であると認める経費

（交付金の額）

第5条 交付金の額は、次に掲げる区分ごとに市長が別に定めた基準により算定した額を合算した額とする。

- (1) 組織運営経費 協議会の円滑な運営を図るための経費として地域の人口を勘案して交付する額

(2) 共通事業経費 協議会が共通して行う事業の実施に係る経費として必要な場合に
交付する額

(3) 地域づくり事業経費 地域づくり事業の実施に係る経費として交付する額
(交付金の交付要望)

第6条 交付金の交付を要望しようとする協議会（以下「要望協議会」という。）は、地
域づくり交付金交付要望書（第1号様式）に次に掲げる書類を添え、指定する期日ま
でに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が特に必要があると認める書類
(交付金の予算計上)

第7条 市長は、前条の規定による交付金の交付要望があったときは、その目的、内容
等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、当該交付金の予算を計上する
ものとする。

(交付金交付要望結果通知)

第8条 市長は、交付金について当該予算の議決があったときは、地域づくり交付金交
付要望結果通知書（第2号様式）により要望協議会に通知しなければならない。

(交付金の交付申請)

第9条 交付金の交付を受けようとする要望協議会（以下「申請協議会」という。）は、
地域づくり交付金交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し
なければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が特に必要があると認める書類
(交付金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であ
ると認めたものについて交付金額を決定し、地域づくり交付金交付決定通知書（第4
号様式）により申請協議会に通知しなければならない。この場合において、市長は、
交付金の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付することができる。

(交付金の請求等)

第11条 前条の規定による交付金の交付決定を受けた申請協議会（以下「交付協議会」という。）は、交付金の交付を受けようとするときは、地域づくり交付金交付請求書（第5号様式）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付金の請求があったときは、遅滞なく交付金を交付するものとする。

（交付金の変更交付申請）

第12条 第10条の規定による交付金の交付決定を受けた交付協議会は、当該交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ地域づくり交付金変更交付申請書（第6号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 交付協議会は、事業等が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかにその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けなければならない。この場合において、市長は、交付金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。

（交付金の変更交付決定）

第13条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その適否について、地域づくり交付金変更交付決定通知書（第7号様式）により当該交付協議会に通知しなければならない。この場合において、市長は、交付金の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付すことができる。

（事業実績報告）

第14条 交付協議会は、事業終了後4月末日までに地域づくり交付金事業実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付金収支計算書
- (2) その他市長が特に必要があると認める書類

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、交付協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金を目的外又は不正に使用したとき。
- (3) 第10条後段及び第13条後段の指示又は条件に従わなかったとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

(交付金の返還)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を交付協議会に命じることができる。

- (1) 前条の規定により交付決定の取り消しを行った場合で、既に交付金が交付され、その額が当該事業等に係る交付すべき額を超えて交付されているとき。
- (2) 共通事業経費及び地域づくり事業経費において、当該年度の決算において余剰金が生じたとき。

(繰越)

第17条 交付協議会は、当該年度の決算において余剰金が生じたときは、地域づくり交付金繰越協議書（第9号様式）により市長と協議して翌年度に繰越しすることができる。

- 2 交付協議会が繰越しすることができる額は、共通事業経費及び地域づくり事業経費については、当該年度に交付決定を受けた交付金額の25パーセント以内とする。
- 3 組織運営経費は、前2項の規定にかかわらず全額を翌年度に繰越しすることができる。

(繰越承認)

第18条 市長は、前条第1項の規定による協議を受けたときは、その内容を審査し、その結果を地域づくり交付金繰越承認（不承認）通知書（第10号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、繰越しの承認に当たって、条件を付すことができる。

(帳簿の整備)

第19条 交付協議会は、事業等の実施について必要な帳簿等を整備しなければならない。

- 2 前項の帳簿の保存年限は、事業年度を終了した日から起算して5年とする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の逗子市地域づくり交付金交付要綱によって交付さ

れた交付金については、同要綱の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。